

相模灘沿岸における高潮浸水想定区域の指定について

1 内容

令和3年5月、水防法第14条の3第1項に基づき、神奈川県が高潮浸水想定区域を指定し、その内容の通知があったため報告するものです。

2 高潮浸水想定区域

想定し得る最大規模の高潮により浸水する範囲について、詳細な地点での、浸水の深さ（浸水深）、浸水が継続する時間（浸水継続時間）を明らかにし、これに基づいて、高潮浸水想定区域を指定し、区域図を作成・公表したものです。

（基本的な設定条件）

- (1) 我が国既往最大規模等の台風（室戸台風の中心気圧と相模灘周辺において被害が発生した台風を参考にした移動速度、伊勢湾台風の暴風半径）を想定
- (2) 相模灘に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定
- (3) 高潮と同時に河川での洪水を考慮
- (4) 最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

3 高潮ハザードマップ

現在、市ホームページの「鎌倉市防災情報マップ」に「高潮防災情報マップ」を掲載し市民周知を図っています。

紙ベースの高潮ハザードマップについては令和4年度に作成し市民配布を行う予定です。

4 添付資料

- (1) 高潮浸水想定区域図の概要
- (2) 高潮浸水想定区域図